



高座環境通信

【第5号】

平成17年 8月 1日
編集発行：高座清掃施設組合
施設課ISO担当

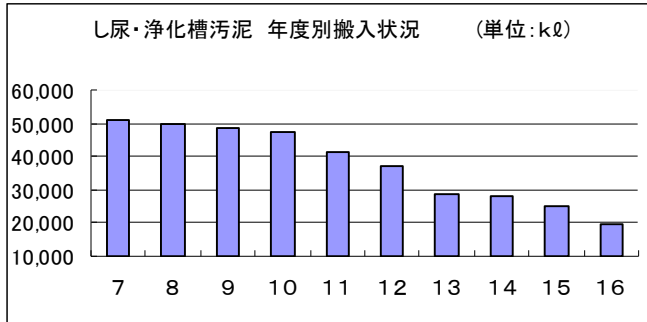


し尿処理施設

当組合のし尿処理施設は昭和41年に竣工し、生し尿と浄化槽汚泥を併せて240kℓ/日の能力を有する好気性消化処理方式（し尿）+直接脱水方式（浄化槽汚泥）の設備です。

近年、構成市の公共下水道普及に伴いし尿の搬入量は年々減少傾向にあります。管内では小型合併槽が普及していることから、浄化槽汚泥については横ばいの傾向が今後も続くものと予想されます。

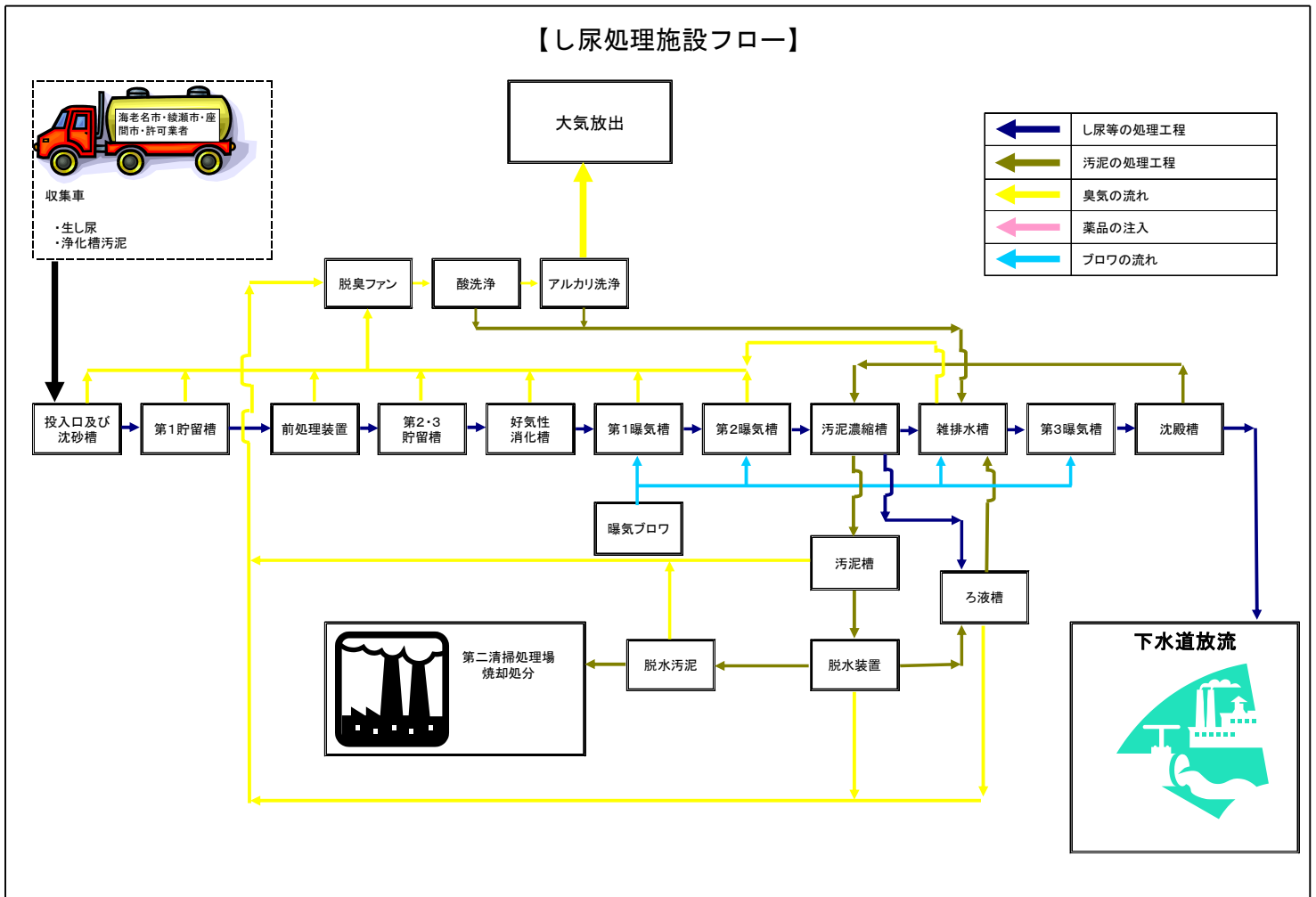
年度	搬入量(kℓ)
7	50,980
8	49,776
9	48,658
10	47,491
11	41,048
12	37,111
13	28,872
14	27,873
15	25,051
16	19,633



を除去し、貯留槽を経て消化槽で生物処理後、曝気槽で処理され沈殿槽に導かれます。下部に溜まった汚泥は引き抜かれ濃縮層を経て脱水処理され、当組合の焼却炉で焼却処分されます。また、沈殿槽上部のうわ水は、公共下水道へ放流されます。

○し尿処理の流れ

構成三市（座間市・海老名市・綾瀬市）から搬入されるし尿及び浄化槽汚泥^{注1}は受入槽に投入後、スクラム破砕装置をとりドラムスクリーンでスクラム



注1： 構成市内の各家庭における浄化槽汚泥は、収集許可業者により当組合に搬入されます。

○放流水の分析

昭和63年度の施設改造により嫌気性消化処理から好気性消化処理に変更するとともに、それまでの河川放流から公共下水道へ放流するよう改造工事を実施しました。

そのため右表の分析は下水道法及び海老名市下水道条例の規定に基づき測定が義務付けられているものです。

この他、日常的にPhや水温などを測定し、常時監視することにより適正処理と水質汚濁の防止等に努めています。(右表の測定日H17.6.15)

検査項目名	検査結果	水質基準値
pH	7.7 (20°C)	5を超え9未満
COD (Mn)	35 mg/l	-
BOD	2.8 mg/l	600mg/l未満
n-ヘキサン抽出物質	1 mg/l未満	5mg/l以下(鉱油) 30mg/l以下(動植物油)
SS	27 mg/l	600mg/l未満
全リン	15 mg/l	-
硝酸性窒素	37 mg/l	380mg/l未満 (3項目の総量)
亜硝酸性窒素	0.2 mg/l未満	
アンモニア性窒素	0.7 mg/l未満	
シアン	0.05 mg/l未満	1mg/l以下
カドミウム	0.01 mg/l未満	0.1mg/l以下
総水銀	0.0005 mg/l未満	0.005mg/l以下
六価クロム	0.05 mg/l未満	0.5mg/l以下
鉛	0.01 mg/l未満	0.1mg/l以下
砒素	0.01 mg/l未満	0.1mg/l以下
銅	0.05 mg/l未満	3mg/l以下
亜鉛	0.1 mg/l未満	3mg/l以下

○臭気問題

近年組合周辺住民の方から、ごみ処理施設やし尿処理施設から悪臭がする、との苦情が寄せられています。

しかし、苦情者の話によると、悪臭は当組合から発生するものだけでなく、畜産臭や樹木チップの発酵臭等の臭いもある、とのことでした。

組合では前年度に臭気調査をした結果、し尿処理施設の脱臭塔からの臭気が若干、基準を超えていたことから、今年度し尿処理施設全体の臭気調査を行い、原因を特定して改善計画を作り、翌年度から対策工事を実施する予定です。

このように当組合の施設を自主的に改善するなど、今後も近隣住民のアメニティ改善に努めてまいります。

○し尿処理施設の今後

I 施設の老朽化

昭和41年に竣工した当組合し尿処理施設は、処理の効率化を図るためこれまで改造を繰り返してまいりましたが、利用開始から40年を迎える施設の老朽化は明白な事実であり、臭気問題の大きな要因のひとつとも言えるでしょう。

また、公共下水道の普及に伴い処理量は半減しましたが、構成市内の浄化槽汚泥等の処理のためにも今後も維持管理していかなければならない施設であることにかわりはありません。

こうしたなか、焼却炉と同様、し尿処理施設の建て替えを計画する必要が生じています。しかし、大和市を含む清掃行政の広域化問題や費用対効果の面からも難しい選択を迫られているのが現状です。

II 今後の施設運営

し尿処理施設は今後、生ごみを併せて処理し、安全でクリーンなエネルギーとして利用可能なバイオガスを発生させるなど、資源循環型社会形成の一翼を担う可能性を求めて、調査・研究が進められています。

わたしたち高座清掃施設組合は市民の皆様の安全で衛生的な生活を維持するため、施設の適正な維持管理をすると同時に、「持続可能な循環型社会」の実現に向け今後も努力してまいります。

市民の皆様にも、組合運営の主旨をご理解のうえ、廃棄物行政に対し一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

